

○火薬類立入検査要綱の制定について

(昭和53年5月2日例規第10号)

[沿革] 昭和57年3月例規第9号、58年6月第12号、平成3年2月第9号、7年12月第74号、9年8月第32号、15年2月第6号、16年3月第17号、19年3月第12号、31年4月第23号改正

別記のとおり制定し、昭和53年6月1日から施行することとしたから、次によって適正に運用されたい。

なお、次の通達は廃止する。

- 1 火薬類立入検査実施要綱の制定について（昭和42年8月3日奈本例規第24号）
- 2 火薬類等の事務取扱いに関する訓令第20条に基づく立入検査を行なう者の指定について（昭和36年4月28日奈刑防発第1777号）

記

第1 趣旨

このたび、火薬類立入検査実施要綱（昭和42年6月13日警察庁丙安発第17号）が廃止され、新たに火薬類立入検査要綱（昭和51年4月2日警察庁丙安発第7号）が制定されたのを機に、従来、個別に定められていた火薬類の立入検査に関する規程を整備統合し、また新たに、立入検査の実施要領、違反を認めた場合の措置、立入検査の対象に応じた立入検査実施票等を規定して、警察職員が行う火薬類立入検査を合理的、かつ、効果的に推進しようとするものである。

第2 要点

- 1 立入検査の効果的な運用を図るため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関する事務（取締りに関する事務を除く。以下「法施行事務」という。）を分掌する各級幹部の職務並びに生活安全部生活安全企画課長及び警察署長（以下「所属長」という。）の責務を明確にした。（第4・第5）
- 2 立入検査の種別を実情に合うように区分した。（第6）
- 3 立入検査の対象及び立入検査を行う警察職員（以下「立入検査実施者」という。）を明確にした。（第7・第8）
- 4 立入検査の対象を的確に把握するため、火薬類取扱場所ごとに台帳を備え付けることとした。（第10）
- 5 立入検査の対象に応じた立入検査実施票を規定して、立入検査の合理化、能率化を図るとともに、立入検査は、原則として2名以上の警察職員により行うこととした。（第12）
- 6 立入検査によって違反を認めた場合における立入検査実施者及び所属長の取るべ

き措置を明確にした。(第13・第14)

7 立入検査実施上の留意事項を具体的に規定した。(第16)

第3 運用解釈上の留意点

1 立入検査の目的(第2関係)

法第43条第2項に基づく警察職員の立入検査は、火薬類の不正流出、災害の防止等警察行政上の目的を達成するために認められた措置である。したがって、同条第5項にも明示されているように犯罪捜査上の権限と解釈してはならない。

2 関係機関及び団体との協力(第3関係)

「関係機関」とは、奈良県消防防災課(以下「消防防災課」という。)をいい、「団体」とは、奈良県火薬類保安協会等をいう。

3 幹部の職務(第4関係)

(1) 法施行事務を分掌する各級幹部は、常に管内の火薬類取扱場所の実態を正確に把握するとともに火薬類使用犯罪等の動向に対応した指導體制の整備に努めること。

(2) 「法施行事務を分掌する各級幹部」とは、警察本部においては、生活安全部長、生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)及び生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)において法施行事務を分掌する主任以上の職にある者をいい、警察署においては、署長、次長(副署長を含む。)、刑事官及び法施行事務を分掌する主任以上の職にある者をいう。

4 生活安全企画課長及び警察署長の責務(第5関係)

(1) 警察署長は、所属職員に立入検査を行わせる場合は、第9に定める立入検査の基準に従って、計画的に実施させること。

(2) 生活安全企画課長は、所属職員に立入検査を行わせる場合は、特別の事由のある場合のほか、原則として立入検査を行う場所を管轄する警察署の職員と共同して行わせること。

(3) 「所轄職員」とは、辞令書の交付を受け勤務している者及び他の所属から派遣されて勤務している者をいう。

5 立入検査の種別(第6関係)

立入検査の種別は、立入検査を計画実施する主体から警察本部又は警察署が計画するものを「通常立入検査」、警察庁が計画するものを「一斉立入検査」とし、また、立入検査を受ける客体から新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に対して行うものを「新規立入検査」とした。したがって、警察本部又は警察署が実施する立入検査は、新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に対して行う新規立入検査

を除いて、すべて「通常立入検査」とする。

6 立入検査の対象（第7関係）

この要綱による立入検査は、原則として消費場所、庫外貯蔵所、火薬庫、販売所及び製造所に対して行うこととし、法第43条第2項の規定により警察職員の立入が認められている廃棄場所については、この要綱による立入検査の対象からはずした。これは、使い残した火薬類については、実務上すべて消費者から販売業者に対して譲り渡しの措置がとられており、消費者が許可を受けて廃棄するという措置はとられていないためである。

7 立入検査実施者（第8関係）

- (1) 火薬類取扱場所に対する立入検査は、法第43条第2項の規定では、警察職員であればだれでも立入検査を行うことができることになっているが、立入検査の適正を図るため、本県においては、警察職員のうち立入検査を実施することができる者を内部的に特定した。
- (2) 所属長は、「必要と認めて立入検査実施者を指定」する場合は、次の者をもって指定すること。
 - ア 法施行事務を分掌する警察職員又は火薬類取扱場所を所管区に持つ地域警察官と共同して立入検査を行わせる必要のある警察職員
 - イ 火薬類取扱場所を所管区に持つ交番、駐在所等へ一定期間派遣する警察職員
 - ウ その他火薬類の取扱いについて知識を有する者で、特に必要と認める警察職員
- (3) 所属長は、必要と認めて立入検査実施者を指定したときは、立入検査実施者指定簿（別記様式第1号）に所定事項を登載し、指定及び解除の状況をその都度明らかにしておくこと。
- (4) 所属長は、一般職員を立入検査実施者に指定したときは、立入検査証（別記様式第2号）を交付し、また指定を解除したときは立入検査証を返納させること。
- (5) 生活安全企画課及び警察署の法施行事務を分掌する警察職員及び火薬類取扱場所を所管区に有する地域警察官については、人事異動等により当該勤務に就いたとき、また当該勤務から離れたときをもって自動的に立入検査実施者の指定を受け、また指定を解除されたものとみなす。

8 立入検査の基準（第9関係）

立入検査は、おおむね3月に1回を基準として行なうこととしたが、これは基準であるから、取扱う火薬類の数量、場所、保管管理の状況等を勘案のうえ、実質的に効果があがるよう実施すること。

9 基礎資料の整備（第10関係）

- (1) 所属長は、火薬類消費者台帳等を基礎資料として常に活用できるよう整備し、その実態を把握するとともに、立入検査にあたっては、これを携行させるなど効果的に活用させること。
- (2) 警察署長は、この要綱施行前に、すでに立入検査の対象となっている火薬類取扱場所及びこの要綱施行後、新たに立入検査の対象となった火薬類取扱場所については、対象に応じた台帳をその都度2部作成し、1部を生活安全企画課へ送付すること。

10 立入検査の事前準備（第11関係）

立入検査実施者は、立入検査を効果的に推進するため、あらかじめ次の事項を把握して立入検査を行うこと。

- (1) 火薬類取扱場所の所在地、名称及び許可状況
- (2) 保安責任者の選任数及びその氏名
- (3) 過去における法違反及び火薬類盗難被害状況
- (4) 火薬庫（一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び実包庫に限る。）にあっては、火薬類取締法施行規則（昭和25年通産省令第88号。以下「規則」という。）第24条第16号但書き（警鳴装置の設置義務の免除）適用の有無
- (5) 火薬類消費場所については、法第29条第4項の保安教育計画の策定に関する奈良県知事（以下「知事」という。）の指定の有無、法第30条第2項の火薬類取扱保安責任者の選任義務の有無、規則第48条第2項の火薬類取扱従事者の人数及びその氏名及び規則第52条第1項の火薬類取扱所設置義務の有無

11 立入検査の実施要綱（第12関係）

- (1) 立入検査は、その徹底と受傷事故の防止を図るため、原則として2名以上の警察職員をもって行わせることとした。従って、立入検査を実施させるときは、勤務の都合上特にやむを得ない場合のほか、生活安全係員と地域警察官とを組み合わせるなど、2名以上の者をもって行わせること。
- (2) 立入検査に当たって身分証明書の呈示を求められたときは、警察官にあっては警察手帳を、その他の職員にあっては、立入検査証を呈示すること。

12 違反を認めた場合の措置（第13関係）

- (1) 法第45条の規定による知事の緊急措置命令は、災害発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認められるとき、すなわち、事態が差し迫って、即刻臨機の措置をとる必要があるときに出されるものである。従って、立入検査実施者は、立入検査によって認めた違反の状態が法第45条の規定による知事の緊

急措置を要すると認めるときは、直ちに現場から火薬類取扱場所の所在地、名称、違反の具体的内容とその危険性、必要とする措置及びその他緊急措置を要請するに必要な判断事項を火薬類取扱場所を管轄する警察署長に即報すること。

(2) 奈良県警察本部長に対する緊急措置の要請を受けた生活安全企画課長は、消防防災課を通じて知事に対し緊急措置を要請すること。

(3) 緊急措置を要すると認められる法違反は、おおむね次の事項である。

ア 火薬庫に係る取扱保安責任者等の選任違反

イ 消費場所に係る取扱保安責任者等の選任違反

ウ 火薬庫の構造及び設備並びに火薬庫外においてする貯蔵技術上の基準違反のうち、次に掲げるもの。

(ア) 火薬庫又は庫外貯蔵所のとびら若しくは錠又は屋根、天井裏、屋根の金網（義務づけられている火薬庫又は庫外貯蔵所に限る。）、窓若しくは鉄棒が著しく破損し、貯蔵中の火薬類が容易に盗難等の被害にかかるおそれのある状態にあるとき。

(イ) 火薬庫又は庫外貯蔵所に警鳴装置又は自動警報装置が設置（義務づけられている火薬庫又は庫外貯蔵庫に限る。）されていないとき及び警鳴装置又は自動警報装置が作動しないとき。

エ 消費の技術上の基準違反のうち、次に掲げるもの。

(ア) 作業終了後において、やむを得ない場合を除き、火薬類を返納していないとき。

(イ) 火薬類取扱所又は火工所を設置していないとき。

(ウ) 火薬類取扱所又は火工所の帳簿若しくは発破の記録を作成していないとき。

オ その他特に前記アからエまでの事項と同等程度に緊急を要すると認められる違反

13 立入検査実施後の措置（第14関係）

法第52条第4項及び火薬類取締法施行令第6条の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が知事に対し必要な措置をとるべきことを要請することができる事項は、次のとおりである。

(1) 製造又は販売の許可の取消し（法第8条）

(2) 製造について技術上の基準適合命令（法第9条第3項）

(3) 貯蔵について技術上の基準適合命令（法第11条第3項）

(4) 火薬庫の設備について技術上の基準適合命令（法第14条第2項）

(5) 譲渡（譲受）の許可後における取消し（公安委員会の許可を除く。）（法第17

条第3項)

- (6) 消費の許可後における取消し（公安委員会の許可を除く。）（法第25条第3項）
 - (7) 製造業者に対する危害予防規程の変更命令（法第28条第3項）
 - (8) 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納命令（法第31条第5項）
 - (9) 火薬類製造保安責任者若しくはその代理者又は火薬類製造副保安責任者並びに火薬類取扱保安責任者若しくはその代理者又は火薬類取扱副保安責任者の解任命令（法第34条第1項及び第2項）
 - (10) 製造業者及び販売業者の許可の取消し又は事業の停止（法第44条）
- 14 立入検査実施上の留意事項（第16関係）

立入検査実施者は、法第43条第2項に基づく立入検査を拒否されたときは、これを排除して強制立入を行うことはできない。立入検査を拒否されたときは、法第61条第5号違反として検挙すること。

（別記様式省略）

別記

火薬類立入検査要綱

第1 趣旨

この要綱は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第43条第2項の規定に基づき、警察職員が行う立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 立入検査の目的

立入検査は、火薬類の不正流失及び火薬類による災害を防止することを目的とする。

第3 関係機関及び団体との協力

生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、法の施行に関する事務（取締りに関する事務を除く。以下「法施行事務」という。）の運用について平素から関係機関及び団体と緊密に協力し、これら関係機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と、警察の行う立入検査とが総合的に運用されるよう配意しなければならない。

第4 幹部の職務

警察本部及び警察署において法施行事務を分掌する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向と火薬類不正流出防止上の問題点を正確に把握するとともに、これらの情勢に対応する指導体制を整備して、立入検査の効果的な運用に努めなければならない。

第5 生活安全企画課長及び警察署長の責務

- 1 警察署長は、この要綱の定めるところにより、所属職員をして立入検査を実施させるものとする。
- 2 生活安全企画課長は、必要があると認めるときは、所属職員をして立入検査を実施させるものとする。この場合において、生活安全企画課長は、立入検査を行う場所を管轄する警察署長と緊密な連携を保たなければならない。

第6 立入検査の種別

立入検査の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通常立入検査

警察本部又は警察署が年間を通じて計画的に行う立入検査

(2) いっせい立入検査

警察庁の計画に基づいて行う立入検査

(3) 新規立入検査

警察本部又は警察署が新たに火薬類を取扱うこととなった場所に対して行う立入検査

第7 立入検査の対象

立入検査の対象は、原則として火薬類消費場所、庫外貯蔵所、火薬庫、火薬類販売所及び火薬類製造所（以下「火薬類取扱場所」という。）とする。

第8 立入検査実施者

立入検査を行う警察職員（以下「立入検査実施者」という。）は、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）及び警察署の法施行事務を分掌する警察職員並びに火薬類取扱場所を所管区に有する地域警察官並びに生活安全企画課長及び警察署長（以下「所属長」という。）が必要と認めて指定した者とする。

第9 立入検査の基準

立入検査は、火薬類取扱場所に対し、おおむね3月に1回を基準として計画的に行うほか、次の各号に掲げる場合に随時行うものとする。

- (1) 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等が開始されたとき。
- (2) 事故が発生した直後及び他の事業所等においても同様の事故が予想されるとき。
- (3) 事業所等における管理の状況、過去における事故発生の状況、作業内容等により判断して必要と認めるとき。
- (4) 火薬類の運搬について、火薬類のこん包方法等を検査するため必要と認めるとき。
- (5) 他の監督行政庁が行う立入検査とあわせて立入検査を行う必要のあるとき。
- (6) その他災害を防止するため、特に必要があると認めるとき。

第10 基礎資料の整備

所属長は、立入検査を適正、かつ、効果的に推進するため、火薬類消費者台帳（別記様式第1号）、火薬庫台帳（別記様式第2号）、火薬類販売所台帳（別記様式第3号）及び火薬類製造所台帳（別記様式第4号）を備付け、法第52条第2項の通報を受けたとき、及び記載事項に変更を生じたとき等は、そのつど台帳を補正整備してその活用を図るものとする。

第11 立入検査の事前準備

立入検査実施者は、事前に関係法令の研さんに努めるとともに、あらかじめ、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所の実態をは握して、立入検査を円滑かつ効果的に行わなければならない。

第12 立入検査の実施要領

- 1 立入検査は、原則として2名以上の立入検査実施者によって、火薬類取扱場所の保安責任者等を立会させて行うものとする。
- 2 立入検査の方法は、原則として火薬類取扱場所の種別に応じ、立入検査実施票（

別記様式第5号から別記様式第13号)の検査(指導)事項に従って実施するものとする。

第13 違反を認めた場合の措置

- 1 立入検査実施者は、立入検査により認められた違反の状態が、法第45条に規定する知事の緊急措置を要するものと認められるときは、直ちに、その状況を火薬類取扱場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた警察署長は、その報告が公安委員会から知事に対して緊急措置をとるべきことを要請する必要があるものと認められたときは、緊急措置要請書(別記様式第14号)に基づき電話によって直ちに生活安全企画課長を通じて本部長に緊急措置を要請するものとする。
- 3 立入検査実施者は、立入検査によって認められた違反の状態が、法第45条の規定による知事の緊急措置を要するにいたらないと認められる場合は、改善が可能なものについては、直ちに改善を指導し、その場で改善が困難なものについては、期限を付して改善を指導したうえ、当該期間の経過後その結果を確認しなければならない。

第14 立入検査実施後の措置

- 1 立入検査実施者は、立入検査により認められた違反の状態が、法第52条第4項の規定による必要な措置(法第45条の規定による緊急措置を除く。)を要すると認められるときは、その状況を火薬類取扱場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた警察署長は、その報告が、公安委員会から知事に対して必要な措置を取るべきことを要請する必要があるものと認められたときは、火薬類取扱いに関する措置要請上申書(別記様式第15号)により本部長に当該措置を上申するものとする。
- 3 所属長は、法違反等が認められた火薬類取扱場所に対しては、事後の立入検査を強化するものとする。

第15 立入検査結果の報告

立入検査実施者は、立入検査を行なったときは、その都度、立入検査実施票により火薬類取扱場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

第16 立入検査実施上の留意事項

立入検査実施者は、立入検査を行うに当たっては、法第43条第5項の規定を遵守するほか、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 立入検査は、綿密周到な注意力をもって、ねばり強く実施し、火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確には握るように努めること。
- (2) 粗野な言動を慎しむとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法

令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るように努めること。

- (3) 火薬類取扱場所においては、火気の使用を厳に慎しむとともに、職務上やむを得ない場合のほか火薬類を直接取扱わないこと。
- (4) 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、火薬類による危害を受けないようにすること。
- (5) 火薬類取扱場所においては、所持又は着装することが適当でないものを携帯し、又は着装しないこと。

(別記様式省略)